

幼児センターの園庭大型遊具のお色直し



(1畝以上のまとまった面積)で、かつ耕作者等の同意を得ていることが要件です。
交付単価は緩傾斜(勾配100分の1以上)の田で8千円(10ア当たり)、急傾斜(勾配20分の1以上)の田で2万1千円(10ア当たり)です。

▼対象取り組み、事業実施内容
具体的な取り組み、交付金の使道は、毎年集落で検討し、耕作放棄地の発生防止、多面的機能の確保を図る取り組みが協定参加者によって決定されています。

交付金は、管理運営費を除く全額を共同取組活動費、個人配分額として配分しています。(別表)

▼事業費の負担割合
通常地域で国2分の1、道と町がそれぞれ4分の1ずつですが、本町は、特認地域として国、道、町それぞれ3分の1ずつの負担となっています。



▶用排水路の補修工事(35区)

公営住宅・特定公共賃貸住宅の入居者を募集します 定住促進課

受付期間	6月1日(金)～同月11日(月)
受付場所	定住促進課住まい室
募集戸数	2戸
お申し込みに必要なもの	1.入居申込書 2.住宅等状況申告書 3.所得の状況が確認できる書類(所得証明、源泉徴収票など) 4.地方税の滞納がないことを証明する書類(23年1月1日現在町内に住所があった方は同意書で可) 5.世帯全員分の住民票(町外のみ)、本籍地の表示は不要 6.その他必要と認める書類 7.印鑑 ※下線のついている書類は、定住促進課住まい室に用意してあります。 ※3、4の書類は入居予定者の中で所得のある方全員分を提出してください。

●公営住宅

募集団地	場所	戸数・家賃	建築年・構造・設備等	その他
① 清流東団地A1 3LDK (66.5㎡)	西町1丁目19番	・1戸(1階) ・19,600円～48,500円	・昭和59年 ・セラミックブロック造り2階建て ・ユニットバス付き、ボイラー付き ・物置付き ・ペットは認められません	・ガス調理器、給湯温水ボイラー、灯油暖房 ・調理器、暖房機、照明は各自用意 ・自治会管理の共同灯、ポンプ電気代は別途 ・駐車場1台
入居資格	町内に住所または勤務地を有する方、本町に居住を希望されている方で次の要件に該当する方 1.同居または同居しようとする親族(婚約中の方なども含む)がいる方 ・上記団地①については原則4人以上 2.税金等の滞納がない方 3.法の規定により算出した月額所得(世帯全員分)が15万8千円以下 ※次のいずれかの要件に該当する場合は、月額所得(世帯全員分)が21万4千円以下となります。 ・1956(昭和31)年4月1日以前に生まれた方で、かつ同居者のいずれもが同年4月1日以前生まれ、または18歳未満の方がいる場合 ・小学校就学の始期に達するまでの方がいる場合 ・身体障がい等級1級から4級までの方がいる場合 ・精神障がい等級1級から2級までの方がいる場合、知的障がい(精神障がいの程度に相当)の方がいる場合 ・ハンセン病療養者の方などがいる場合			

●特定公共賃貸住宅

募集団地	場所	戸数・家賃	建築年・構造・設備等	その他
① 南団地B3 3LDK (80.9㎡)	南町1丁目6番	・1戸(2階) ・56,300円～74,400円	・平成11年 ・鉄筋コンクリート造り2階建て ・ユニットバス付き ・物置付き ・ペットは認められません	・ガス調理器、給湯温水ボイラー、灯油暖房 ・調理器、暖房機は各自用意 ・別途自治会管理の共同灯、ポンプ電気代 ・駐車場1台
入居資格	町内に住所または勤務地を有する方、本町に居住を希望されている方で次の要件に該当する方 1.同居する親族がいる方 ・上記団地①については原則4人以上 2.収入金額が国で定める収入基準の範囲内の方、または入居後所得の上昇が見込まれる方 ※詳細はお問い合わせください			

その他 入居申し込み者または同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に該当する場合には、入居することはできません。
選考方法 公営住宅等入居者選考委員会を開催し、入居者を決定します。
入居予定日 6月末日(期限までに入居することが要件)
敷金 家賃の3カ月分
連帯保証人 入居者と同程度以上の所得金額のある方2人(2人の保証人がいない場合は入居取り消し)
お問い合わせ 住まい室 ☎82-2111(内線115、116)

お受けします(原則1人30分間)。お悩みのご相談内容に応じて的確な法律アドバイスをするなどを目的としています。当日は相談を受けることができる人数に限りがあります。

日時 6月13日(水)午前9時から正午
場所 農村環境改善センター
料金 無料(要予約)
申し込み・お問い合わせ あさひ岳法律事務所 ☎49-7001

精神保健相談、こころの健康相談を受け付けています

上川保健所
心の健康に関する困りごとのご相談にお答えしています。精神科医、保健師がご家族の方を対象にして健康相談も承っています。ご連絡は子ども・健康推進課精神保健福祉係 ☎46-5992

○心の病気治療、日常生活について○退院後の生活アドバイスがほしい○家族の集まりの紹介などは精神保健相談へ。
○人に会わずに閉じこもっている○アルコールに関する悩み○うつ病などの病気が心配○眠れない、イライラする○子供が不登校○過食(または拒食)の悩み○物忘れがひどい○災害、犯罪の被害に遭うのが心配で眠れない、不安などとはこころの悩み相談へ。

〔精神保健相談〕
日時 毎月第2水曜日午後1時半から同4時
場所 上川保健所(旭川市永山6条19丁目、上川合同庁舎)
内容 精神科医が面接して相談を受けます(要予約、無料)
〔こころの健康相談〕
日時 平日(月～金曜日)午前8時45分～午後5時
内容 電話や面接(保健師が相談を受け付け)

お詫びと訂正
広報5月号3ページ、22ページに誤りがありました。3ページの椅子写真コーナーの東川町長賞は「藤川麻美」さんの誤りです。22ページ育てチャンネル中、「1年を振り返って」の「小林恵子」さんは「菊永智子さん」の誤りです。
小林恵子さんは、前年に同コーナーでご紹介したご父兄のお母さんでした。ご迷惑おかけいたしましたことをお詫びし、改めて訂正致します。



東川町文化ギャラリー展示案内
東町1丁目19-8 ☎82-4700

○17日(日)まで
・ピンホールフォト・フェスティバルin写真の町東川町2012
○19日(火)から29日(金)まで
・四季の彩り
6月18日(月)、同月30日(土)は作品入れ替えのため休館

社協だより

温かい善意ありがとうございます
4月16日から5月15日までにご寄付をいただきました。た方は次のとおりです。
《ご香典の返礼にかえて》
東町2丁目 落合シズエ様
南町2丁目 石上 眞弓様
北町2丁目 大澤キミエ様
北町3丁目 香川 慧様
3121区 川邊 悦子様
区 藤田 厚志様
今月のくらしの相談日
日々の生活で困っていることや悩みごとをお気軽にご相談ください。秘密は守られます。毎月第3木曜日午後1時半から同4時まで社協相談室で。今月の相談日と相談員は次のとおりです。
6月21日 奥山 富雄